

訪問入浴介護サービス契約書

____様（以下「利用者」という）と（有）ウエルネスサービス（以下「事業者」という）とは訪問入浴介護サービスの利用に関して次のとおり契約を締結した。
契約にかかる書類一式については全て、『押印についての Q&A 令和 2 年 6 月 19 日内閣府法務省経済産業書』に則り、押印を省略するものとする。

【契約の目的】

第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービス提供する。

【契約期間】

第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とする。但し、期限の 1 ヶ月前までに利用者から事業者に対し、文書による契約終了の申出が無い場合は、本契約は同じ条件で更新するものとし、以後もまた同様とする。

【サービス提供と記録及び保管】

第 3 条 利用者は、訪問入浴介護サービスを受けるにあたり、医師又は医療機関の「意見書」を添えて事業所に提出する。尚、事業所が不要と判断した場合はこの限りでない。

2 サービス提供内容は、「入浴」及び「洗髪」とする。但し、訪問入浴介護サービス実施の可否判断により入浴不可の場合は「清拭」・「部分浴」を行うことがある。サービス内容の詳細については重要事項説明書に定める。

3 主治医より、医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断された利用者については事業者が定める『看取り期における対応方針』に従い、サービス提供を行う。

4 事業者が訪問入浴介護を行う際、その利用者の介助者が準備として、着替え等を用意して頂くものとする。

5 訪問入浴介護サービス実施の時、利用者の健康状態不調や何らかの理由で、サービス提供を行う事が不相当であると事業所が認めた場合、その旨を速やかに利用者及びその家族に連絡する。

6 事業者は、訪問入浴介護サービス提供の都度、サービス内容の記録を行い、これを契約終了後 2 年間保管する。

7 事業者は、サービス提供の記録を利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付する。

【利用料金】

第 4 条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受ける。

2 利用者は、前条に定めるサービス提供を受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた分を事業者に支払う。但し、利用者が未だ介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとする。

3 事業者は、利用料金受領の都度、利用者名で領収書を発行する。

4 事業者は、サービス利用料金について、関係法令等の改正により変更がある場合は、予め利用者に説明を行い、同意を得るものとする。

【訪問入浴介護の方法】

第 5 条 双方で利用者の住所・氏名・年齢とともに訪問入浴介護を行う期間・回数・その他の必要事項を予め確認する。

訪問入浴介護サービス開始日 令和 年 月 日より

訪問入浴介護サービス回数 一ヶ月 一週間 回とする。

- 2 前項にかかわらず、何れか一方からの追加又は取り止めの指示があった場合、あるいはその他の指示があった場合は、速やかに指示に従うものとする。

【守秘義務・個人情報の取り扱い】

第6条 事業者は訪問入浴介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

- 2 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める『個人情報使用同意書』に従い、誠実に対応いたします。
- 3 利用者及びその家族の個人情報を使用する期間は契約期間とする。

【緊急時の対応】

第7条 事業者は、現にサービス提供を行っている時に、利用者の病状や身体状況の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は訪問看護事業所に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

【損害賠償】

第8条 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責めに帰すべき理由により利用者にした損害について、賠償する責任を負う。第6条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、次の場合は事業者の責めに帰さないものとする。
 - (1) 訪問入浴介護サービス実施を原因としないご利用者の急激な体調の変化等、ご利用者の身体に関する不足の事態に起因して事故が発生した場合。
 - (2) 事業者の指示・依頼に反して利用者及びその家族が行った行為、又はこれらの人々の故意もしくは重大な過失による不実の告知に起因して事故が発生した場合。
 - (3) 地震・噴火等の天災、公権力の行使等乙の責めに帰さない事由により事故が発生した場合。又は訪問入浴介護実施が不可能になった場合。
 - (4) 経年劣化によるものや、利用者及びその家族ご自身の責めに帰すべき事由の場合。また、サービス提供日当日以降に報告を受けた事故に関しても、サービス提供との因果関係の有無の確認が取れない為、損害賠償対応いたしかねます。

【相談・苦情の受付】

第9条 事業者は、利用者からの訪問入浴介護サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

【契約の終了】

第10条 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (4) 第11条及び第12条に基づき本契約が解除された場合

【利用者からの契約解除】

第11条 利用者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- (1) 事業者が正当な理由なく訪問入浴介護サービスを提供しない場合
- (2) 事業者が第6条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけたり、著しい不信行為があ

ったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

【事業者からの契約解除】

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第4条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい(ハラスメント行為を含む)不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

【契約外の事項】

第13条 この契約に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

この契約を証するため契約書二通を作成し、甲乙記名のうえ、各一通を保有する。

契約締結日 令和 年 月 日

訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書・料金表・看取り期における対応方針について、重要な事項の説明をしました。

説明者	役職・氏名	
事業者	所在地 名称	千葉県銚子市春日町171 有限会社ウエルネスサービス 代表取締役 多辺田 貴大

尚、契約書・重要事項説明書・個人情報同意書・料金表について、事業者から訪問入浴介護に関する重要な事項の説明を受け、サービスに同意しました。

利用者

住所
氏名

(代理人)
住所
氏名

(続 柄)

個人情報使用同意書

私（利用者）、及び私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1)訪問入浴介護サービスを安全、安楽、快適に実施するために必要な場合。
- (2)利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合。
- (3)利用者の希望により介護保険施設等への入院又は入所の際に主治医等より意見を求められる場合。
- (4)『看取り期における対応方針』に従い、訪問看護ステーション等と情報共有を行う場合。また、サービス終了後において、医療機関や介護支援専門員と情報共有を行う場合。

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受ける全てのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

※1.(4)については、サービス終了後 30 日間

4. 条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2)個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1. (有)ウエルネスサービス訪問入浴介護事業の概要

(1) 訪問入浴介護の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	有限会社ウエルネスサービス
所在地	銚子市春日町171番地
介護保険指定事業所番号	訪問入浴介護 1270700022
サービスを提供する地域	銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町・神栖市

(2) 事業所の職員体制及び入浴車両

管理者	1名以上
看護師・准看護師	3名以上
介護職	9名以上
事務職	1名以上
入浴車両	8台以上

(3) 職務の内容

- ・訪問入浴介護は、専門員が定期的に家庭を訪問し、ご利用者に対して入浴のサービスを行う。
- ・専門員とは、看護師と介護職2名又は3名編成チーム(状態が安定している利用者については、介護職員のみでの編成)で、うち1名をサービス実施の統括者とする。

(4) 営業時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

緊急連絡先：携帯電話 080-3369-8024 (石田)

(5) 休業日

日曜日及び5月3～5日及び12月30日～1月4日

2. 利用料金

(1) 利用料

※下記、1割表記

内容	金額
訪問入浴介護	1,266円
清拭/部分浴	1,139円
サービス提供体制強化加算	36円
初回加算	200円 ※初回のみ請求
看取り連携体制加算	64円 ※該当する場合のみ
処遇改善加算 I	当月利用料の合計金額に13.3%を乗じた金額

備考

- (1) 訪問入浴介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問入浴介護が法定代理受領であるときは、その1割とする。(介護報酬改訂時はそれに従う)
- (2) 主治医の意見を確認したうえで、心身状況に支障を生ずる恐れが無いと認められる場合に、介護職員のみでサービス提供を実施することがあります。その際の利用料は95/100となります。
- (3) 看取り連携体制加算については、次の要件に適合した場合にのみ、死亡日及び死亡日以前30日以内に限り、算定する。

- ①医師により、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。
- ②別紙『看取り期における対応方針』について説明を受け、同意したうえでサービス提供を受けている者。
- ③主治医又は訪問看護事業所と連携を図り、訪問入浴介護サービスの提供に関する調整を行っていること。
- ④看取りに関する従業者研修を行っていること。
- (4) その他、費用負担は一切ありません。
- (5) お支払い方法

入浴終了後、その都度料金を集金させて頂き、領収書を発行致します。

以下、要介護の方の負担割合別都度集金額となります。

要支援・清拭・介護職員のみでの訪問などの場合の料金は異なりますので、訪問した従業員に別途お尋ねください。

1割負担	1,475円
2割負担	2,950円
3割負担	4,425円

3. 提供するサービスの内容

- (1) バイタルサインチェック (前/後)
- (2) 入浴/洗髪
- (3) 爪きり
- (4) オムツ交換/寝衣交換
- (5) ベットメイキング
- (6) 医師の指示に基づく処置

4. サービスご利用の際の留意点

- (1) タオル・石鹸・シャンプーは当社が準備します。浴用スポンジ・ボール・着替えをご用意下さい。
- (2) 訪問時に主治医から入浴について注意事項があった場合お知らせ下さい。
- (3) 身体の悪影響を及ぼす可能性がある為、訪問予定時間の1時間前には食事を済ませて下さい。
- (4) 寒い季節には、訪問前に室温を18～23度位に暖めておいて下さい。
- (5) 入浴車、及び排水ポンプを作動させるための電源100V(2箇所)を使用させて頂きます。
- (6) 給湯用の水を補給させて頂きます。(200ℓ程度)
- (7) 入浴により、身体に悪影響を及ぼす恐れがある時は、即時入浴を中止させて頂きます。
- (8) 訪問予定時間は、交通事情等により、到着時間にずれが生じる事があります。
- (9) 専門員について、特定の個人の指名又は性別による指定をすることは致しかねます。
- (10) この契約に定められた以外の業務を事業者に依頼することはできません。

5. 個人情報の保護

- (1) 情報の保護および利用の制限
当社は、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を正当な理由無く第三者に漏らすことはございません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させて頂きますので、予めご理解下さい。
- (2) 守秘義務の継続
この守秘義務は、ご利用者と当社のご契約終了後も守られます。

6. 緊急時の対応について

事業者は、現にサービス提供を行っている時に、利用者の病状や身体状況の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は訪問看護事業所に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。経年劣化によるものや、利用者及びその家族ご自身の責めに帰すべき事由の場合は対応いたしかねますので、ご了承下さい。また、サービス提供日当日以降に報告を受けた事故に関しても、サービス提供との因果関係の有無の確認が取れない為、損害賠償対応いたしかねますので、併せてご了承下さい。
- (3) 損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう賠償責任保険に加入しています。

8. サービス内容に関する相談・苦情窓口・体制

- (1) 利用者から苦情および相談があった際、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (2) サービス提供に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、その家族と共に慎重に事実関係の特定を行います。
- (3) 担当者は把握した状況を責任者と共に検討し対応方法を決定します。
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行います。

提供するサービスについて、ご相談や苦情などございましたら、窓口までご遠慮なくお申出下さい。

担当 石田 裕幸 電話 0479-20-6401 (8:30~17:30)

当社以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

銚子市 高齢者福祉課	0479-24-8181
旭市 高齢者福祉課	0479-62-5308
匝瑳市 高齢者支援課	0479-73-0033
東庄町 健康福祉課	0478-80-3300
神栖市 長寿介護課	0299-91-1702
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7409

9. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止の為に、次の通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
担当者：(管理者) 石田裕幸 / 責任者：(代表取締役) 多辺田貴大
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 訪問入浴介護従事者に対する虐待防止研修を実施します。
- (5) 虐待防止の為に委員会、指針を設置します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

11. ハラスメント防止について

事業者は、サービス従事者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が確保されるようハラスメント防止に取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

(例)

- ・暴力または乱暴な言動、無理な要求
(大声で威嚇する、物を投げつける、業務以外の強要等)
- ・セクシュアルハラスメント
(身体を触る、性的な言動等)
- ・その他
(プライバシーにかかる内容を聞く等)

1 2. 運営概要

(1) 運営の方針

- ①この訪問入浴介護は、心身に障害のある高齢者を対象とするものであることに鑑み、提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面にも配慮し、その心身の状態を適切に把握するように努めるものとする。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、主治の医師、訪問看護事業所等と密接な連携を行い、訪問入浴介護サービスの提供にあたって、個別の対応方針を定めるものとする。

(2) 研修の実施

事業者は、看護職員及び介護職員に対して、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方、及び内容、訪問入浴介護に関する知識及び技術、作業手順について研修を実施しています。

- ①採用時研修：採用後1ヶ月
- ②継続研修：年6回以上

(3) 業務継続計画の策定等

- ①感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、その研修を定期的（年1回以上）に実施します。
- ②感染症や災害が発生した場合において迅速に行動が出来るよう、訓練を実施します。

(4) 安全衛生

- ①感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を設置し、方針を立て、研修及び訓練を実施します。
- ②訪問入浴介護従事者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理に努めます。
- ③訪問入浴介護の用に供する浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。